

司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定（令和2年12月1日実施）の基準点等について

法務省民事局

法務省では、令和2年12月1日、簡裁訴訟代理等能力認定審査（令和2年8月30日実施）の結果に基づき、司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を行いました。

同審査の審査問題の出題の趣旨及び配点並びに法務大臣の認定の基準点は、以下のとおりです。

第1 審査問題の出題の趣旨及び配点

1 第1問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 訴訟物の意義の理解及び出題事例に即して売買契約に基づく代金支払請求権を訴訟物として構成することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟（売買契約に基づく代金支払請求訴訟）における請求の趣旨を正しく記載することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 3点

(3) 小問(3)

〔出題の趣旨〕 請求原因の意義の理解及び出題事例に即して小問(1)の訴えに係る訴訟（売買契約に基づく代金支払請求訴訟）における請求原因事実を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 4点

(4) 小問(4)

〔出題の趣旨〕 抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して目的物の契約内容不適合に基づく解除の抗弁及び相殺の抗弁を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 16点

(5) 小問(5)

〔出題の趣旨〕 再抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して相殺の抗弁に対する代理権濫用の目的についての悪意の再抗弁及び代理権濫用の目的を知ることができたことの評価根拠事実の再抗弁を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 8点

(6) 小問(6)

〔出題の趣旨〕 再々抗弁の意義の理解並びに出題事例に即して代理権濫用の目的を知ることができたことの評価根拠事実の再抗弁に対する代理権の濫用の目的を知ることができたことの評価障害事実の再々抗弁を摘示することができるかどうかを問うもの

〔配点〕 5点

(7) 小問(7)

〔出題の趣旨〕 消滅時効及びその更新についての理解を問うもの

〔配点〕 5点

(8) 小問(8)

〔出題の趣旨〕 相手方の主張した事実について不知の陳述又は沈黙をした場合の証拠調べの要否についての理解を問うもの

〔配点〕 8点

2 第2問について

(1) 小問(1)

〔出題の趣旨〕 認定司法書士が代理人として手続に関与した事件の判決に対する控訴の提起を代理する権限の存否についての理解を問うもの

〔配点〕 4点

(2) 小問(2)

〔出題の趣旨〕 認定司法書士の権限に照らして控訴審における攻撃防御方法を記載した準備書面の提出について認定司法書士がどのような態様で関与することができるかについての理解を問うもの

〔配点〕 6点

3 第3問について

〔出題の趣旨〕 簡裁訴訟代理等関係業務に関するものとして受任している事件の相手方からの依頼による他の事件について裁判書類作成関係業務を受任することの可否についての理解を問うもの

〔配点〕 7点

第2 法務大臣の認定の基準点

満点70点中40点以上